

ロゼッタネットジャパン会則

ロゼッタネットジャパン 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ロゼッタネットジャパンと称する。

2. 本会の英文名称を RosettaNet Japan、略称を RNJ とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会は主たる事務所を東京都江東区におく。

(目的)

第3条 本会は、米国に本拠を置く民間コンソーシアムである RosettaNet（以下「ロゼッタネット」といい統廃合・吸収・合併などによる後継組織を含む）と提携する日本で唯一の非営利の組織として、ロゼッタネット及びその関連団体が行う情報機器分野、半導体・電子部品分野、半導体製造分野、通信分野、物流分野、ソリューション分野を中心としたグローバルなサプライチェーン構築のための標準策定・実用化推進活動に関する最新情報を共有し、日本においてロゼッタネットで策定された標準に基づく電子商取引の普及、推進、市場創造に取り組むことを目的とする。

(本会の位置付け)

第4条 本会は、原則として本会則に記載される事項を含む固有の方針に基づき、第16条に示す会員が納入する会費及び負担金による独立した会計により運営される。

(活動内容)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。本会の活動は会員の自主的参加を基調とする。

- (1) ロゼッタネットのグローバル活動への参画及び協力
- (2) 日本におけるロゼッタネット標準の適合性の検討及び評価結果のロゼッタネットに対する提案
- (3) ロゼッタネットによって策定された標準に基づく実証実験の推進
- (4) ロゼッタネットに関する内外動向、及びその実施に係わる課題に関する調査、研究
- (5) 新規会員の勧誘活動
- (6) 日本におけるロゼッタネット活動に関する広報・宣伝活動
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員資格及び種別)

第6条 本会の会員は、正会員と賛助会員により構成する。いずれの会員も日本国の法人、団体または個人に限定されない。

2. 正会員は本会の運営に直接貢献する意欲のある法人、団体または個人とする。

3. 賛助会員は、本会の活動に必要と認められる非営利団体並びに学識経験者等とする。

(会員の加入)

第7条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会に提出するものとする。

2. 前項に基づき、入会の申込みがあったときは、運営委員会において審査の上、その諾否を決定し、申込者に通知する。

3. 賛助会員は、運営委員会の承認のもとで、本会と所定の契約を締結することにより加入することができるものとする。

(退会及び除名)

第8条 会員は本会から脱退を希望する場合、本会にその旨を書面にて通知する。会員から本会に対して毎活動年度末日までに脱退の通知が無い場合、当該の会員は原則として次年度も本会に継続的に参加するものとする。

ロゼッタネットジャパン会則

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会は当該会員を除名することができる。除名は当該会員に通告されるとともに、他の全メンバに通知される。
- (1) 正会員が会費を払わず、催告にも応じないとき。
 - (2) 本会の会則または規則に違反して本会の名誉を著しく毀損し、又は本会の目的に著しく反する行為を行ったと運営委員会で判断されたとき。

(権利)

第9条 会員は、その種別にかかわらず、次の各号に定める共通の権利を有する。

- (1) 第24条に定めるワーキンググループに参加し、ワーキンググループの活動に意見を述べ、もしくは説明を求める権利
- (2) 本会が計画実施する各種フォーラム、シンポジウム等に参加し、また本会が刊行する会報、その他本会が別に定める規定に基づき資料の配付を受ける権利
- (3) 本会が設定する公開サーバ上に会員名を記載し、会員固有のホームページとリンクさせる権利

2. 正会員は、前二項の権利のほか、次の権利を有する。

- (1) 本会総会に構成員として会員代表者を送る権利
- (2) 総会に出席して、本会の活動全般に対して意見を述べ、もしくは説明を求め、またその1票の議決権を行使する権利。

(知的所有権)

第10条 本会の活動の成果物（インターフェース標準規約、ガイドライン、マニュアル、ツール及びそれらに関する一切の技術的・非技術的情報を含む）に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）その他の一切の知的所有権（ロゼッタネットの知的所有権を基にして生まれた二次的成果物を含む）は、その利用権（複製権・改変権・利用許諾権等を含む）も含めて、本会に帰属するものとする。ただし、西暦2002年6月11日付で発効したロゼッタネットの知的所有権ポリシー（以下「ロゼッタネット知的所有権ポリシー」という）の下でその取扱いが規定される知的所有権についてはその規定による。

2. 前項の成果物は、運営委員会の決議に基づき、本会の標準規約として定め、幅広い利用に供するため公開されるものとする。また、運営委員会は品質と相互接続性を保持するため利用条件を定めることができる。
3. 会員は、本会の活動で提供する情報及びその活動成果が本条第1項に基づき本会に帰属することを承認し、本条第1項の成果物ならびにその成果物にて規定された標準の実施に対し、いかなる権利も主張しない。但し、会員が提供した個々の情報等に関する当該会員の既存の権利は何ら影響を受けないものとする。
4. 本条第1項の成果物中に第三者の知的所有権の対象物が含まれる場合、運営委員会の決議に基づき、当該第三者との間で必要な取り決めを行うものとする。
5. その他、本会の活動の成果物の知的所有権に関する事項は、運営委員会の決議により処理する。本条の規定は、脱退した会員に対しても、また、本会の解散後も効力を有するものとする。

(情報公開)

第11条 会員は会員以外の法人、団体、個人に対して、以下の条件のもとに本会の活動成果に関する情報提供を行うことができる。

- (1) 提供する情報の内容および公開の範囲は、運営委員会での承認対象とする。
- (2) 会員または本会にとって事業上不利益になる情報に関しては原則として公開しない。

(義務)

第12条 会員は、この会則、並びに総会、運営委員会の決定及び決議を遵守しなければならない。

2. 会員は、この会則で別に定めるもののほか、その種別に応じ、本会活動の推進のために必要な協力をしなければならない。
3. 会員は、本会とロゼッタネットその他の法人若しくは団体との契約に定める義務を遂行しなければならない。本会は当該契約の締結に伴って会員が遵守すべき事項について、会員に通知するものとする。

(守秘義務)

第13条 会員は本会活動を通じて知り得た情報を秘密に保持する責めを負わない。

ロゼッタネットジャパン会則

2. 前項にかかわらず、会員は、本会活動を通じて知り得た他の会員の技術、ノウハウ、営業に関する情報を当該会員の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
3. 前二項の規定は、情報が次のいずれかに該当する場合適用されない。
 - (1) 知得する以前に既に公知となっている場合
 - (2) 知得した情報に依ることなく独自に開発した場合
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した場合
 - (4) 知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
4. 会員が本会から取得した情報が、本会則の規定に違反して現に当該会員以外の第三者に開示され、又は第三者にその複製物が配布されたことが明らかになった場合、当該会員は、直ちに運営委員会に対しその旨報告するとともに、漏洩した複製物の回収又は情報の消去に努めなければならない。
5. 前四項の規定にかかわらず、ロゼッタネット知的所有権ポリシーの下でその取扱いが規定される情報についてはその規定による。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、本会則第13条に定める義務及び未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

(損害賠償)

第15条 会員が、本会則に定める義務に違反したことにより、本会又は他の会員が損害を被った場合、責のある当該会員は、損害賠償の義務を負うものとする。

(会費)

- 第16条 会員は、毎年度総会の決議により決定される会費規則（会則付表とする。）に基づき、会費を本会の定める期日までに本会に納入しなければならない。
2. 本会が特別に施策を行う場合あるいは、本会の活動に必要な資金が不足した場合、総会の議決により会員の全部又は一部に別途負担金の納入を求めることができる。ただし、関連する会員の事前の合意を必要とする。
 3. 会員が本会を脱退した場合、当該年度までに拠出された会費および負担金は返済されない。

第3章 組織

(総会)

第17条 本会の最高意思決定機関として、正会員代表者により構成される総会を置く。

2. 総会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 監事 1名以上

3. 代表及び監事は、運営委員会にて推薦し、総会において、承認する。
4. 代表、監事は、相互に兼ねることができない。
5. 代表は運営委員長が兼ねることができる。
6. 前項の規定により、総会役員がその地位を失い、会の運営に対して支障を来たす場合には、代表またはその代行者は、次の総会において後任が承認されるまでの間、その職務の代行者を指名して、その任にあたらせることができる。

(総会役員任期)

第18条 役員任期は、2年とし、次々年度の定期総会迄とする。ただし、再任を妨げない。

2. 交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
4. 役員が所属する会員が正会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(総会役員職務)

第19条 代表は、本会則並びに総会の決議に基づき、会務の執行を決定する。

ロゼッタネットジャパン会則

2. 代表は、本会を代表し、会務を総理する。
3. 監事は、以下の職務を行う。
 - (1) 本会の収支が本会の目的に即して行われたかどうかの監査
 - (2) 総会に報告する会計報告案の承認

(代表、監事の報酬)

第20条 代表、監事は無報酬とする。

(運営委員会)

第21条 総会の執行機関として本会の活動計画を円滑に遂行し、また活動の具体的な提案もしくは調整を行うために、運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、正会員代表者の中から運営委員会で推薦し、総会で承認した会員当り1票の議決権を持つ運営委員（但し、各会員の役員又は従業員に限る。）をもって構成する。
3. 運営委員会に次の役職を設ける。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名以上4名以内
4. 委員長、副委員長は、運営委員会において推薦のうえ、総会の承認により選任される。

(運営委員等の任期)

第22条 運営委員および役職の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 運営委員もしくは役職が任期途中で交代した場合、後任の運営委員もしくは役職の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期満了又は辞任によって退任する運営委員および役職は、後任が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。
4. 運営委員および役職の所属する会員が正会員でなくなった場合には、その運営委員および役職の地位を失う。

(運営委員会の職務)

第23条 運営委員会の委員長及び副委員長は、本会則、並びに総会の決議、運営委員会の決議に基づき、本会の実務の執行を決定する。

2. 委員長は、運営委員会を代表し、本会の実務を統括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が任務を果たせない状況にあるときには、その職務を代行する。委員長を代行する者は、副委員長の合議により定める。
4. 第22条第4項の規定により、委員長および副委員長の全てがその地位を失った場合には、後任が専任されるまでの間、事務局長がその任を代行する。

(ワーキンググループ)

第25条 本会は、第3条に定める目的を効率的に達成し、その成果を会員に提供するため、課題、目的に応じたワーキンググループ(以下「WG」という。)を必要により設置することができる。

2. WGの設置並びにその改廃統合は、運営委員1名以上の発議により運営委員会で審議し、決定する。
3. WGは、当該WGでの活動を希望する会員所属の担当者をもってその構成員とする。同一のWGに同一の会員に所属する複数の担当者が参加することを妨げない。また、運営委員会の承認を得て、非会員所属の担当者を構成員(以下「会員外構成員」という)とすることができる。
4. WGには、主査1名、副主査1名以上を置く。その選任は、原則として正会員所属の担当者より互選とし、運営委員会の承認を得るものとする。ただし兼任を妨げない。

(事務局)

第26条 本会の事務を円滑に遂行するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長、および事務局員を置く。
3. 事務局長は、運営委員会が選任し、代表が任命する。
4. 事務局は総会、及び運営委員会からの指示に基づく次の業務を行うものとする。
 - (1) 総会、運営委員会等の運営に必要な資料の作成等の事務
 - (2) 本会の活動に関する会員間の調整、交渉
 - (3) 本会の活動に関するロゼッタネットおよび他組織との調整、交渉

ロゼッタネットジャパン会則

- (4) 本会の活動に関する予算案および決算案の作成
- (5) 本会の活動運営に関する収納、会計、庶務業務
5. 事務局の業務内容は、前項で定めるもののほか、運営委員会で定めることができる。
6. 会員に属さない法人・団体・個人から選任された事務局長および事務局員に対しては、総会の議決を得て報酬を支給することができる。
7. 事務局長が辞任、または任務を果たせない状況において、運営委員長は、運営委員あるいは事務局員のなかから、その職務を代行するものを指名しその任にあたらせる事ができる。

(顧問)

第 27 条 本会は、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、運営委員会の推薦により代表が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営全般に対して代表の諮問に答え、又は意見を述べるができる。
4. 顧問の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
5. 会員に属さない法人・団体・個人から選任された顧問に対しては、総会の議決を得て報酬を支給することができる。

第 4 章 組織の運営

(総会の運営)

第 28 条 総会は、定期会及び臨時会とする。

2. 総会には、正会員代表者の他、総会が特に認める賛助会員代表者も出席して、意見を述べることができる。
3. 総会に正会員代表者が出席できない場合には、代理者を定め事前に事務局長に通知する。
正会員は総会に同伴者を随行することができる。但し、会員所属でない同伴者を随行する場合は、事前にその旨を事務局長に通知し、その了解を得る。
4. 定期総会は年 1 回開催することとし、代表が招集し、その議長は代表或いは運営委員会委員長がこれにあたる。
5. 総会は、定期会のほか、次の場合臨時会を開催しなければならない。臨時会は代表或いは運営委員会委員長が招集し、その議長は代表或いは運営委員会委員長がこれにあたる。
 - (1) 代表及び運営委員会委員長の合議により、必要と認めたとき
 - (2) 正会員の 3 分の 1 以上あるいは運営委員会委員長から、会議の目的たる事項を示して臨時会の請求があったとき
6. 総会は構成員の 3 分の 2 以上の出席(代理人又は委任状を含む)により成立する。
7. 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議題とする。
 - (1) 活動計画、会費及び収支予算
 - (2) 活動報告及び収支決算
 - (3) 重要な成約に関する事
 - (4) 運営委員会への諮問に関する事
 - (5) 役員承認
 - (6) 顧問承認
 - (7) 運営委員会委員及び役職承認
 - (8) その他、総会、運営委員会あるいは、代表および運営委員会委員長によって必要と認められた事項
8. 総会の議事は、この会則で別に定めるもののほかは、参加した正会員代表者の過半数の賛意を以ってこれを決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
9. 総会は、電子メールもしくは書面による持ち回り決議を行うことができるものとする。
10. 総会の議事については、議事録を作成し、代表、監事及び運営委員会委員長がこれに署名するものとする。

(運営委員会の運営)

第 29 条 運営委員会は委員長が招集し、その議長は委員長がこれにあたる。

ロゼッタネットジャパン会則

2. 運営委員会には、運営委員会で認められた法人、団体または個人が出席して意見を述べるることができる。
3. 運営委員会に運営委員が出席できない場合には、代理者を定め事前に事務局長に通知する。運営委員は運営委員会に同伴者を随行することができる。但し、会員所属でない同伴者を随行する場合は、事前にその旨を事務局長に通知し、その了解を得る。
4. 運営委員会は、原則として月1回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表、あるいは運営委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 3名以上の運営委員から、会議の目的たる事項を示して請求のあったとき
5. 運営委員会は、構成員数の3分の2以上の出席(代理人又は委任状を含む)をもって成立する。
6. 運営委員会の議事は、出席した委員(代理人又は委任状を含む)の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
7. 運営委員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議題とする。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない本会の実務の執行に関する事項
8. 緊急の場合、運営委員会は、電子メールもしくは書面による持ち回り決議を行うことができるものとする。
9. 運営委員会の議事については、議事録を作成するものとする。議事録は本会の活動の記録として保存するものとする。

(ワーキンググループの運営)

- 第31条 WGの主査は、活動の実効を上げるため、会員に対し、当該WGに直接的に関連する者を当該WGの構成員に選定するよう協力を求めることができる。
2. WGの主査は、活動の実効を上げるため、必要があると判断した時は、会員外構成員を当該WG参加させることについて運営委員会に提案することができる。運営委員会は、提案のあった者について、審議し、その諾否を決定する。
 3. WGの収支(会員外構成員への支出を含む)は本会の収支とする。ただし、当該WG構成会員が、本会の収支とは別に負担金を納入することを妨げない。本項ただし書きの場合、本会と当該WG構成会員との間の権利、義務を別に定める必要がある時は、運営委員会においてこれを審議し決定する。
 4. 当該WGの主査は、WGの活動計画及び活動成果について、運営委員会の要請に応じて報告しなければならない。ただし、前項に基づき本会と当該WG構成会員との間で別の定めがある場合には、これに従う。
 5. WGの実行上、本会とWG構成会員又は会員外構成員との間に知的所有権に係わる取り決めが必要となった場合には、別途協議し最終的に運営委員会の同意を得るものとする。

(事務局の運営)

- 第32条 事務局は、本会の事務を事務局長の指示、管理のもとに行う。
2. 事務局は、本会則に定める業務の他、本会の対外的な窓口としての役割も担う。
 3. 運営委員会の同意により、事務局業務の一部を外部に委託することができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、会費、負担金、寄付金品、資産から生ずる収入、及びその他の収入とする。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、代表の承認を得て事務局長がこれを管理し、その収支は代表の指示を経て事務局長がこれを管理する。その方法は、運営委員会の承認を得て定める。

(資金運用)

第35条 本会の目的を達成するために、本会の活動を通じて得られた知識、技術を適用するためのシステムを開発する場合、当該システムの開発、運用等に関する費用に関しては会員間で別途協

ロゼッタネットジャパン会則

議するものとし、本条の対象外とする。

2. 本会の活動に関する資金は原則として以下の項目に対して適用され、会員においてこれ以外に発生する費用に関しては、理事会の承認を受けない限り各社各々で負担する。

- (1) 第三者に業務を委託するための費用
- (2) 本会の活動のために確保するオフィス、機材に関わる費用
- (3) 本会の活動のために購入あるいは貸借するソフトウェアに関わる費用
- (4) 本会の活動のために獲得する権益に関わる費用
- (5) 運営委員会で承認を受けた会員において発生する人件費、旅費
- (6) 事務局業務の委託、事務局経費に関わる費用
- (7) 本会の活動のために必要なイベント開催、翻訳、調査、国内外会議出席のための費用
- (8) 借入金の返済

(経費の支弁)

第 36 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(活動年度および会計年度)

第 37 条 本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。会計年度も同様とする。

(活動計画及び収支予算)

第 38 条 本会の活動計画及び収支予算書は、事務局の協力を得て運営委員会で編成し、毎年度の定期総会の議決を得なければならない。

(活動報告及び収支決算)

第 39 条 本会の活動報告書及び収支決算書は、活動年度終了後、事務局の協力を得て運営委員会で遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、定期総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 40 条 事業遂行上必要がある場合、運営委員会は総会の議決を得て、本会に特別会計を設けることができる。

(剰余金の処理)

第 41 条 本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填に充てるものとし、なお剰余金のあるときは総会の議決を得て、翌年度に繰り越し、または積み立てることができる。

(借入金)

第 42 条 本会が他から資金を借入しようとする場合は、総会においてその議決を得なければならない。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 43 条 この会則は、総会において、出席者（代理人又は委任状を含む）の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

2. 総会における協議により、本会則の記載事項に関する内容と異なる決議がなされた場合、本会則は速やかに修正され、会員に通知される。

(解散)

第 44 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項の規定に準じて、これを解散する。

2. 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に準じて解散する場合、及びこの場合の財産の処分については、総会において、出席者（代理人もしくは委任状を含む）の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(清算人)

第 45 条 本会が解散したときは、代表がその清算人となる。ただし、総会の議決により、正会員の所属者のうちから別に選任することができる。

ロゼッタネットジャパン会則

第7章 付則

(会則の発効)

第46条 この会則は、平成12年4月24日から効力を発する。

(本会の成立)

第47条 本会は、平成12年4月24日に成立したものとする。

2. 本会設立当初の会員は、第7条の定めにかかわらず、本会の設立にあたって平成12年4月20日までに参加の意思表示のあった法人、団体、個人とし、平成12年4月24日に本会の会員になるものとする。

(初代役員等)

第48条 本会設立の日に選任された理事会役員の任期は、第18条第1項の定めにかかわらず、平成14年に開催される定期理事会終了の日までとする。ただし、再任を妨げない。また、本会設立当初の運営委員会の役職の任期については平成13年に開催される定期理事会終了の日までとする。

2. 本会設立当初の運営委員会の役職は、第21条第4項の定めにかかわらず、理事会代表が推薦し、理事会の承認により選任されるものとする。

(初年度の活動年度)

第49条 本会設立当初の活動年度は、第37条の定めにかかわらず、平成12年4月24日設立の日から平成13年3月31日までとする。(実施細則)

第50条 この会則の実施に際して必要な事項は、総会の議決によって別に定める。

(協議)

第51条 本会則に定めのない事項または本会則の解釈に疑義を生じた事項については、会員が誠意を以って協議の上これを解決する。

改正 平成13年6月1日
改正平成14年5月29日
改正平成15年6月18日
改正平成16年7月5日
改正平成18年6月5日
改正平成20年7月14日
改正平成20年12月12日
改正平成24年2月28日